

## 地域コミュニティ交通デザイン等業務委託仕様書

### 1. 業務名

地域コミュニティ交通デザイン等業務

### 2. 目的

豊前市（以下「本市」という。）の主な利用可能な移動手段は、JR・バス・タクシー・自家用車・無償の送迎バス等となっている。高齢者の免許保有率も高くなり地域公共交通の利用者は年々減少となっている。その一方では、免許の自主返納を推進しているものの、特に本市のような地方では、買い物や通院などの生活交通を確保できないため、免許を手放したくても手放せない現状である。

市民の生活交通を確保し、「あらゆる交通手段が人々を動かし、地域やまちを活性化させる」ことを念頭に地域の連携と協働を通じて、利便性と持続可能性を高めた地域公共交通を含めた「リ・デザイン」を図るべく、子供から高齢者、障がい者が安心して利用できる地域コミュニティに重視した“交通デザイン”の構築を目的とする。

今回、採択されたデジタル田園都市国家構想交付金「Re:ぶぜんプロジェクト サーキュラーシステムが紡ぐ豊前版小さな拠点2.0」※を活用し、豊前市の交通デザインが形となり、新たな交通ネットワークの再編を目指すものである。

※ 事業概要は、<https://www.city.buzen.lg.jp/sousei/rebuzen.html> 参照

### 3. 業務内容

現在は、豊前市は、山間部から平野地に広がる地形を有し、特に山間部では枝分かれした集落が点在している。主に山間部では、タクシーや市バス、平野部はそれに加え、自宅から目的地限定タイプのデマンドタクシー、病院、飲食店、福祉施設等が運営する無償の送迎バスが運行している。

しかしながら、人口減少や少子高齢化が進むこと、現在の生活拠点や生活スタイル、道路環境が大きく変化し、既存の運営形態では「移動」に対する困難を解消できない人も出てきていると推測される。

そこで、日常生活を営むための生活交通の確保を最重点に置き、移動を行う当事者である地域住民とともに、既存の枠組みの現状と課題の把握、今後進んでいく小中学校の学校再編によって起こる地域の変化や地域ごとの特性を踏まえた移動手法を検証しながら、市内の観光振興や地域の拠点を結ぶ地域コミュニティの乗り物として、誰もが気軽に利用できる交通ネットワーク整備に資する交通デザインを策定する。

※ 本業務に係るプロポーザルを実施することにより決定した受託者の企画立案等に一部修正を加え調整する場合があること。

#### (1) 交通事業者が直面している問題の把握及び課題の整理

本市の地域特性を把握し、地形・現状の生活拠点にあった移動手段となっているか市内の交通事業者等の現状・課題を整理し、交通デザイン策定の提案に活用すること。

## (2) 各種調査の実施

交通デザイン策定に資するため、既存の移動手段に関する現況や利用者及び現在利用できていない方の潜在的ニーズの調査。

### ①住民ニーズ調査

市民の日常における移動実態、現在の交通事業者に対する改善要望、キャッシュレス化等のデジタル化の意向等

(必須事項) 移動手段を持たない市民(現在・5年後・10年後)の分布図及び交通空白地域の把握

### ②利用者の実態調査

買い物及び通院、通学利用者等を目的とした利用者の実態調査

### ③交通事業者等のヒアリング調査

交通事業者等に聞き取り調査を実施し、新たな移動手段(スクールバス、デマンドタクシー等)を実施する場合の意向や問題点等についての整理

### ④観光振興とまちづくりにおける移動実態の把握

市内観光資源や各種イベントにおける移動実態に関する調査

### ⑤地域福祉と移動実態の把握

福祉施設等の入居者や通所者の移動実態に関する調査

## (3) 地域住民と連携した生活交通確保に向けたワークショップの開催

対象者や目的、課題を明確にし、住民参加型のワークショップを開催すること。

## (4) スクールバス運行計画の提案

小中学校の再編に伴い、全市的に運行するスクールバスについて、先進地の事例等を用いて、本市にあった運行形態、安全に運行するための各種アプリの導入や他の移動手段と連携した併用運行等、効果的な活用を提案すること。

## (5) 調査報告書の作成

各項目で実施した調査・検討結果について、グラフ等を用いて、報告書にまとめること。

## (6) 交通デザインの策定

新たな移動手段をデザイン化するにあたっては、運行費用等を考慮した持続可能なものとする。

① 上記の調査・検証結果に基づき、全市的なイラスト図等を用いて、2つ以上の交通デザインを策定すること。

② 同様に上記とは別に(3)地域住民と協働で考えた交通デザインを1つ以上策定すること。

## (7) 新たな移動手段の提案

交通デザインをもとに実施する新たな移動手段の実証運行に関わる計画書作成(手法、実施範囲、期間、予算等)

## (8) 受託事業者間の連携調整

本業務の実施にあたっては、デジタル田園都市国家構想交付金「Re:ぶぜんプロジェクトサーキュラーシステムが紡ぐ豊前版小さな拠点 2.0」で実施する「Re:ぶぜんプロジェクト伴走支援等業務」受託者による会議等への参加など、受託事業者間での連携調整を密に行う

こと。

#### 4. 業務の進め方

本業務は、次のとおり進めることとする。

- (1) 受託者は業務に先立ち、事業計画を策定し、本市との協議、本市の承認を得たのちに業務を実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、本市との連絡・調整を密にしつつ、本仕様書及び企画提案書に則り効率的に業務を進めること。
- (3) 受託者は、適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、その実施に当たっては、進捗状況、今後の進め方等を本市に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを行うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度本市と協議を行い、処理すること。

#### 5. 成果報告書の提出

本業務完了後、成果報告書を作成し、次のとおり提出すること。

- (1) 報告書（印刷製本、A4版） 3部
- (2) 報告書のデータを収めた電子データ一式（CD-R又はDVD-R） 1部

※なお、成果品納入後であっても、業務内容及び成果品についての問合せ、その他の対応を求めることがある。

#### 6. その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の履行に当たり、本市又は第三者に損害を及ぼした場合は、受託者の責めに帰すべき事由によらない場合を除き、その損害賠償の責任を負わなければならない。
- (3) 受託者は、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (4) 本プロポーザルにより特定された企画提案の内容については、その内容を反映しつつ、協議の上進めるため、提案内容の全てが採用されるものではない。
- (5) 専門的な知識及び調査、仕様作成等が必要な場合は、本市と協議の上、再委託することができる。